

## 道路使用許可申請手続について

道路において工事、作業、祭礼行事を行う場合や工作物を設置する場合などは、警察署長等の許可が必要となります。

### 申請方法

- 1 警察署窓口へ申請する場合は、申請書及び必要書類各2通を申請先警察署等（道路を使用する場所を管轄する警察署等を言います。）の交通課窓口へ提出してください。（記載例参照）

オンラインによる申請は以下の要件に該当する申請のみ受け付けています。

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
  - ・許可を受けた期間の延長の申請
  - ・道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度の変更の申請

【例1】道路工事区間の変更であって、有効残余幅員が同程度で、変更後の区間に交差点を含まず、迂回路等に変更がない場合等

【例2】工作物の近接した場所への移動であって、変更後の設置場所が、交差点、横断歩道、自転車横断帯及びこれらに接する歩道部分に引き続き接しておらず、有効残余幅員に変更がない場合等

- 例年実施している道路使用で、その場所・期間・形態が同一のもの申請

【例】恒例のお祭りであって、道路の新設や大型ショッピングセンター、飲食店等の新設、大型駐車場の新設、大規模イベントの実施等がないもの

これらの申請に該当する場合は警察庁ホームページを通じて、申請先警察署等へオンラインによる申請が可能です。

オンラインによる申請後は、手数料の納付及び許可証の交付等のため、申請先警察署等へ来署していただく必要があります。

- 2 必要書類は、
  - 道路を使用する場所及び付近の見取図
  - 安全対策状況図
  - 設置する物件の仕様書等です。

詳しくは、申請先警察署等の交通課までお問い合わせください。

- 3 手数料として、申請時に工事及び作業については、2,500円、その他は2,000円を申請先警察署等の会計課窓口において収納していただく必要があります。（コンビニでの収納はできません。）

なお、オンラインによる申請の場合は、交付時等に申請先警察署等の会計課窓口において収納してください。

- 4 申請から許可証の交付まで、原則として7日間（行政庁の休日を除く。）ほどかかります。
- 5 この許可の他に、道路管理者の道路占用許可が必要な場合があります。

6 道路使用許可と道路占用許可の両方の許可が必要となる場合には、申請先警察署等の交通課又は道路管理者の一方の窓口申請書を一括して提出することができます。（ただし、申請先警察署等においての手数料の未収納、申請書の訂正、添付書類の不備等がある場合には、改めて窓口（申請先警察署等の窓口又は道路管理者の窓口）にお越しいただく必要があります。

なお、道路占用許可の申請等に関するお問い合わせについては、各道路管理者の窓口にお問い合わせしていただくようお願いします。

7 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、許可証の交付を郵送で行うことができます。

交付の郵送を希望される方は、申請先警察署等の交通課窓口、必要事項（郵便番号やお届け先住所等）を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニにて購入可能）をご持参ください。

郵送による交付の際に、許可証の書類がレターパックプラス内に収まらない場合や、許可開始日までに許可証が到着しないおそれのある場合等は、通常どおり交通課窓口で交付を受けてください。

#### ※注意事項※

申請内容によっては、許可できない場合や、時間、区間、方法等の変更をお願いすることもあります。また、上記に記載した許可証の交付予定日数より、審査等に日時を要する場合がありますので、早めの相談、申請をお願いします。

申請書の様式を当サイト内に掲載しておりますが、警察署等の交通課の窓口にも申請書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。

お問い合わせ、事前相談は申請先警察署等の交通課窓口までお申し出ください。